

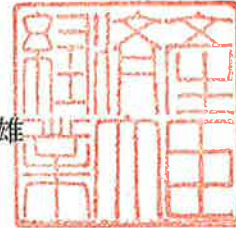
経済産業省

20160329 資第 15 号

平成 28 年 3 月 31 日

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく熱供給事業に関する経済産業大臣の処分に係る審査基準等について

経済産業大臣 林 幹雄



電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）附則に基づく熱供給事業に関する規定に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の審査基準及び同法第 12 条第 1 項の処分の基準は、次のとおりとする。

第 1 審査基準

（1）改正法附則第 50 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第 7 条の規定による改正前の熱供給事業法（昭和 47 年法律第 88 号。以下「なお効力を有する旧法」という。）第 6 条第 3 項の規定による指定期間の延長
なお効力を有する旧法第 6 条第 3 項の指定期間の延長に係る審査基準については、例えば、次のような正当な理由がある場合とする。

- ① 天災その他不測の事態により指定旧供給区域熱供給を開始できない場合
- ② 当初予想されなかった景気変動、都市計画又は道路計画の遅延等の社会的経済的事実により指定旧供給区域熱供給を開始できない場合

（2）なお効力を有する旧法第 9 条第 1 項の規定による指定旧供給区域熱供給の譲渡し及び譲受けの認可

なお効力を有する旧法第 9 条第 1 項の規定による指定旧供給区域熱供給の譲渡し及び譲受けの認可に係る審査基準については、譲受者について、改正法附則第 51 条第 1 項の規定による指定旧供給区域の変更の許可に係る審査基準を準用するものとする。

（3）なお効力を有する旧法第 9 条第 2 項の規定による法人の合併及び分割の認可

なお効力を有する旧法第 9 条第 2 項の規定による法人の合併及び分割の認可に係る審査基準については、合併後及び分割後の法人について、改正法附則第 51 条第 1 項の規定による指定旧供給区域の変更の許可に係る審査基準を準用するものとする。

(4) なお効力を有する旧法第11条第1項の規定による指定旧供給区域熱供給の休廃止の許可

なお効力を有する旧法第11条第1項の規定による指定旧供給区域熱供給の休廃止の許可については、同条第3項に許可の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(5) なお効力を有する旧法第11条第2項の規定による法人の解散決議等の認可

なお効力を有する旧法第11条第2項の規定による法人の解散決議等の認可については、同条第3項に認可の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(6) なお効力を有する旧法第15条第1項ただし書の規定による指定旧供給区域熱供給規程以外の供給条件の認可

なお効力を有する旧法第15条第1項ただし書の規定による指定旧供給区域熱供給規程以外の供給条件の認可に係る審査基準については、同項に認可の基準が定められているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 天災地変等により災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を割り引く等の措置を行う必要が生じた場合
- ② 熱供給を受ける他の者と比較して、需要形態が著しく異なる場合
- ③ 予測し難い急激かつ大幅な経済変化に伴い、熱供給事業者に大幅な差益の発生が見込まれる場合において、応急的かつ暫定的に料金の引下げを行う場合

(7) 改正法附則第51条第1項の規定による指定旧供給区域の変更の許可

改正法附則第51条第1項の規定による指定旧供給区域の変更の許可に係る審査基準は、同条第2項各号に許可の基準が定められているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 指定旧供給区域熱供給を適正かつ確実に遂行するために必要な資金を確保することができるものと認められる場合
- ② 熱供給施設の適切な維持及び運用に必要な技術者を確保していることその他の熱供給施設の工事、維持及び運用に関する保安の体制が適正であり、公共の安全を確保することができるものと認められる場合
- ③ 当面見込まれる熱供給の相手方の熱供給に対する需要の最大値（以下「最大需要」という。）を適切に見込んでいること、熱供給事業者の熱供給施設及び他の者から熱供給事業の用に供するための温水、冷水又は蒸気（以下「温水等」という。）の供給を受ける場合における当該温水等の熱量を供給能力として過大に見込んでいることその他の理由により、最大需要に応ずるために必要な供給能力を確保できると認められる場合

(8) 改正法附則第51条第5項の規定による指定期間の延長

改正法附則第51条第5項の規定による指定期間の延長に係る審査基準については、なお効力を有する旧法第6条第3項の規定による指定期間の延長に係る審査基準を準用するものとする。

(9) 改正法附則第52条第1項の規定による指定旧供給区域熱供給規程の認可及び変更の認可

改正法附則第52条第1項の規定による指定旧供給区域熱供給規程の認可及び変更の認可に係る審査基準は、同条第2項に認可の基準が定められているところであり、より具体的には、別紙1「指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領」及び別紙2「指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領」のとおりとする。

(10) 改正法附則第53条の規定による旧認可供給条件の承認

改正法附則第53条の規定による旧認可供給条件の承認に係る審査基準については、なお効力を有する旧法第15条第1項ただし書の規定による指定旧供給区域熱供給規程以外の供給条件の認可を受けたとみなすべき場合とし、より具体的には、改正法第7条の規定による改正前の熱供給事業法（以下「旧法」という。）第15条第1項ただし書の規定による供給規程以外の供給条件として認可を受けた場合とする。

第2 処分の基準

(1) 改正法附則第50条第1項の指定旧供給区域の指定

改正法附則第50条第1項の指定旧供給区域の指定については、同項に指定の基準が規定されているところであり、より具体的には、旧法第4条第1項第2号の供給区域であって、当該供給区域内の熱供給を受ける者が、協定、分譲住宅の譲渡に関する契約、賃貸住宅の賃貸に関する契約等により、当該供給区域に係るみなし熱供給事業者が行う熱供給を受けることとされているものとする。

(2) なお効力を有する旧法第12条第1項の規定による熱供給事業法第3条の登録の取消し

なお効力を有する旧法第12条第1項の規定による熱供給事業法第3条の登録の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(3) なお効力を有する旧法第12条第2項の規定による指定旧供給区域等の変更許可の取消し

なお効力を有する旧法第12条第2項の規定による指定旧供給区域等の変更許

可の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

- (4) なお効力を有する旧法第12条第3項の規定による熱供給事業法第3条の登録又は改正法附則第51条第1項の許可の取消し

なお効力を有する旧法第12条第3項の規定による熱供給事業法第3条の登録又は改正法附則第51条第1項の許可の取消しについては、なお効力を有する旧法第12条第3項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

- (5) なお効力を有する旧法第16条第1項の規定による指定旧供給区域熱供給規程の変更の認可の申請命令

なお効力を有する旧法第16条第1項の規定による指定旧供給区域熱供給規程の変更の認可の申請命令については、同項に命令の基準が規定されており、更に具体的な処分基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

- (6) 改正法附則第52条第5項の規定による指定旧供給区域熱供給規程の変更命令

改正法附則第52条第5項の規定による指定旧供給区域熱供給規程の変更命令については、同項に命令の基準が定められているところであり、より具体的には、別紙1の「指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領」及び別紙2の「指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領」に違反するものと認められる場合とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、改正法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

（電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第50条第1項の規定による経済産業大臣の指定に係る処分基準の廃止）

- 2 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第50条第1項の規定による経済産業大臣の指定に係る処分基準（20160108資第3号）は、廃止する。

（熱供給規程料金算定要領の廃止）

- 3 熱供給規程料金算定要領（平成22・03・25資庁第3号）は、廃止する。

（熱供給規程料金審査要領の廃止）

- 4 熱供給規程料金審査要領（平成22・03・25資庁第4号）は、廃止する

(別紙1)

指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領

第1章 総則

1. 目的

この要領は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第50条第1項に規定する義務を負うみなし熱供給事業者（以下「事業者」という。）が、改正法附則第52条第1項の規定に基づき指定旧供給区域熱供給規程を定め、又は変更するときに同条第2項第1号及び第2号に適合する料金（以下「指定旧供給区域熱供給規程料金」という。）を算定し、認可申請書、添付書類等を作成するための標準となる方法を定めることを目的とする。

2. 定義

この要領において使用する用語は、改正法、電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令（平成28年経済産業省令第33号。以下「経過措置省令」という。）、熱供給事業会計規則（昭和47年通商産業省令第144号）及び法人税法施行令（昭和47年政令第97号）において使用する用語の例による。

3. 認可申請書添付書類等

経過措置省令第4条第1項第1号及び第2項第3号で規定する「説明書」のうち、経過措置省令第3条第2号の事項に関する説明書は、次のとおりとする。

- (1) 指定旧供給区域熱供給規程料金の設定及び変更（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方消費税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」という。）又はその額に係る料金の表示の方法若しくは請求の方法のみの変更（以下「消費税等相当額のみの変更」という。）を除く。）をしようとするときは、様式第1から様式第4までの様式に基づき作成した資料
- (2) 消費税等相当額を含めた料金を使用するとき及び消費税等相当額又はその額に係る料金の表示の方法若しくは請求の方法を変更しようとするときは、消費税等相当額並びにその額に係る料金の表示の方法及び請求の方法に関する説明書

第2章 総括原価等の算定

1. 総括原価等の算定

事業者は改正法附則第52条第1項の規定に基づき指定旧供給区域熱供給規程を定め、又は変更（同条第3項の規定に基づく変更及び指定旧供給区域熱供給規程料金の変更を伴わないものを除く。）を行うに当たっては、当該指定旧供給区域熱供給規程の実施期日（変更を行う場合にあっては、当該変更後の指定旧供給区域熱供給規程の実施期日）を含む月

の初日（以下「基準日」という。）を始期とする1年間を単位とした将来の合理的な期間（以下「原価算定期間」という。）を定め、以下のとおり当該原価算定期間における適正な原価（以下「総括原価」という。）を算定するものとする。

- （1）総括原価の算定の方法は、指定旧供給区域熱供給規程料金の変更（消費税等相当額のみを原因とする料金の値上げを除く。）を行う場合は、2. に定めるところにより算定するものとする。
- （2）総括原価の算定に当たっては、原価算定期間中の需要想定及び設備投資計画を様式第2及び様式第3に整理するものとする。

2. 個別算定方式

総括原価は、熱供給事業に係る営業費用（以下「営業費」という。）及び営業費以外の費用の合計額から控除項目の額を差し引いたものに事業報酬並びに法人税、住民税及び事業税の額を加えたものとする。

総括原価の算定は、原価算定期間の開始の直前における熱供給事業の実績及び需要想定等を前提として、次に定めるところにより行うものとする。

- （1）事業者は、営業費として、原価算定期間における、役員給与、給料手当、退職金、雑給、厚生費、燃料費、冷温熱購入費、修繕費、電力料、水道料、消耗品費、賃借料、委託作業費、租税課金、試験研究費、需要開発費、固定資産除却費、貸倒償却、雑費及び減価償却費の額を、次の各号の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算定するものとする。

- ① 労務費（役員給与、給料手当、退職金、雑給及び厚生費をいう。以下同じ。）

労務費は、原価算定期間期首における支出予定額又は原価算定期間の開始の直前における支出額の実績及びこれらの額の原価算定期間中の変動を勘案して算定した適正な額とする。

- ② 燃料費、電力料及び冷温熱購入費

燃料費、電力料及び冷温熱購入費は、原価算定期間の開始の直前におけるこれらの額の実績又は原価算定期間中の需要想定に基づいて算定した使用燃料量、使用電力量及び冷温熱購入量の想定値に時価を基礎とする適正な単価をそれぞれ乗じて算定した額とする。

- ③ 修繕費

修繕費は、原価算定期間における製造設備、供給設備及び業務設備の経常修繕費（熱供給事業の実施に伴い経常的に必要となる修繕費をいう。以下同じ。）の適正な見積額を合計した額とする。ただし、指定旧供給区域熱供給規程料金を変更する場合にあっては、次のA. 及びB. の区分に定める方法により算定した額の合計額を修繕費とすることができる。

- A. 基準修繕費（計量器に係る修繕費を除く。）

事業年度ごとに製造設備、供給設備及び業務設備別に次の式により算定した額を基礎とした適正な額とする。

原価算定期間の期首の帳簿原価 ×

原価算定期間の開始の直前2年間の経常修繕費の合計額

原価算定期間の開始の直前2年間の各事業年度の期首の帳簿原価の合計額

なお、帳簿原価及び経常修繕費は、土地及び計量器に係るものを除いたものであって、工事費負担金等圧縮前のものとする。

B. 計量器修繕費

原価算定期間中に取替え、又は修繕する予定の計量器の数量に、それぞれ時価を基礎として適正に算定した計量器1個当たりの取替え又は修繕に要する費用を乗じて算定した額とする。

④ 減価償却費

減価償却費は、原価算定期間中に減価償却を行うべき熱供給事業固定資産（当該原価算定期間中に取得する予定のものを含む。）の取得価額（帳簿原価から工事費負担金等を除いたものをいう。以下同じ。）に対し、定額法（事業者がそのよるべき償却方法として定率法を採用している場合にあっては、定率法によることができるものとする。）により原価算定期間中の各月の損金経理すべき額として算定した額とする。

この場合において、耐用年数及び残存価額の算定は、法人税法（昭和40年法律第34号）その他の関係法令の定めるところによるものとする。

⑤ 租税課金（法人税、住民税（法人税割を除く。）及び事業税（所得割を除く。））

租税課金は、次のA. 及びB. に定める方法により算定した額の合計額とする。

A. 固定資産税等の諸税は、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の関係法令の定めるところにより算定した適正な額とする。

B. 道路占用料等の公課は、原価算定期間が開始する前の時点において定められている公課及び原価算定期間中に新たに賦課されることが確実であると見込まれる公課の原価算定期間における賦課額の適正な見積額とする。

⑥ その他の諸費用（上記①から⑤まで以外の営業費をいう。以下同じ。）

その他の諸費用は、原価算定期間の開始の直前における実績及び原価算定期間中の需要想定等を勘案した適正な見積額とする。

(2) 事業者は、営業費以外の費用として、原価算定期間における営業外費用、事業報酬、法人税、住民税（法人税割に限る。）及び事業税（所得割に限る。）の額を、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める方法により算定するものとする。

① 営業外費用

支払利息及び社債発行差金償却を除いた適正な見積額とする。

② 事業報酬

事業報酬は、次のいずれかとする。

A. レートベース（次のアからエまでの額の合計額をいう。）に事業報酬率

(事業者の健全な財務体質を維持しつつ、安定的かつ安全な熱供給を確保する適正な設備投資を円滑に実施するために必要となる事業報酬の額を算定することができる十分な率として、事業者の財務の状況及び熱供給事業と類似の性質を有する電気事業及びガス事業における事例を勘案して算定した値とする。) を乗じて算定した額

ア. 固定資産帳簿価額

固定資産帳簿価額は、原価算定期間期首の固定資産帳簿価額と期末の固定資産予想帳簿価額(原価算定期間期首の固定資産帳簿価額に原価算定期間中に新たに取得する予定の固定資産の取得価額の想定値を加算した額から、それぞれ上記(1)④に定める方法により算定した減価償却費の額を控除した額をいう。)を平均した額(資産除去債務相当資産の額を除く。)とする。

イ. 建設中の資産

原価算定期間中の建設仮勘定の各月の残高を平均した額(資産除去債務相当資産の額を除く。)から建設中利子相当額及び工事費負担金相当額を控除した額とする。

ウ. 繰延資産

原価算定期間中の繰延資産の平均残高とし、社債発行差金を除くものとする。

エ. 運転資本

運転資本は、次の a 及び b に定める方法により算定した額の合計額とする。

a. 原価算定期間中の営業費から減価償却費(資産除去債務相当資産に係るものを除く。)、固定資産除却損及び退職給付引当金等引当金純増額等を除いた額の 1.5 月分

b. 原価算定期間中の燃料及びその他貯蔵品の使用量の 1.5 月分に適正な単価を乗じて算定した額

B. 借入金に対する原価算定期間中の支払利息等の額

③ 法人税、住民税(法人税割に限る。)及び事業税(所得割に限る。)

法人税、住民税(法人税割に限る。)及び事業税(所得割に限る。)は、法人税法、地方税法その他の関係法令の定めるところにより算定した適正な額とする。

(3) 事業者は、控除項目として、営業雑収益及び営業外収益等の額を、原価算定期間の開始の直前における営業雑収益及び営業外収益等の額の実績、原価算定期間中の需要想定等又はそのいずれかを勘案して適正に算定するものとする。

(4) 事業者は、上記(1)、(2)及び(3)により算定した営業費、営業費以外の費用、事業報酬及び控除項目の額等を、様式第1に整理するものとする。

第3章 料金の算定

1. 総括原価の配分

(1) 事業者は、前章2. に定めるところにより算定された総括原価を、固定費（販売熱量にかかわらず生じる原価をいう。以下同じ。）と変動費（販売熱量に応じて変化する原価をいう。以下同じ。）に区分し、それぞれ次に定める比率により温熱、冷熱及び給湯（以下「需要種別」という。）に配賦するものとする。

- ① 固定費 原価算定期間中の需要種別の契約容量の想定値の合算の比率及び設備費の比率等を勘案した適切な需要種別の比率
- ② 変動費 原価算定期間中の需要想定に基づいて算定した需要種別の使用燃料量、使用電力量及び冷温熱購入量の想定値の比率等を勘案した適切な需要種別の比率

(2) 事業者は、(1) に定めるところにより需要種別に配賦した固定費及び変動費を様式第4第1表に整理するものとする。

2. 料金の決定等

(1) 指定旧供給区域熱供給規程料金は、1. に定めるところにより配分された需要種別原価と、原価算定期間中の需要想定及び新たに定め、又は変更した後の熱供給規程料金を適用して算定される需要種別の料金収入額（消費税等相当額を除く。）とが一致するよう設定するものとする。

(2) 事業者は、新たに定め、又は変更した後の指定旧供給区域熱供給規程料金を様式第4第2表に整理するものとする。

(3) 事業者は、原価算定期間中の需要想定及び新たに定め、又は変更した後の指定旧供給区域熱供給規程料金を適用して算定される需要種別の料金収入を様式第4第3表に整理するものとする。

(別紙 2)

指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領

第1章 総則

1. 基本方針

- (1) 改正法附則第52条第2項に規定する基準による同条第1項の指定旧供給区域熱供給規程の認可に当たっては、この要領に従って審査するものとする。
- (2) 総括原価は、改正法附則第52条第2項第1号の「料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし、公正妥当なもの」となるよう別紙1「指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領」(以下「算定要領」という。)に基づき適正に算定しているか否かにつき、次章1.の規定により、指定旧供給区域ごとに審査するものとする。
- (3) 指定旧供給区域熱供給規程料金は、改正法附則第52条第2項第2号の「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」及び同項第4号の「特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと」に該当するよう、算定要領に定める方法に基づき適正に算定要領様式第4第2表の熱料金総括表料金表(以下「料金表」という。)に記載しているか否かにつき、次章2.の規定により指定旧供給区域ごとに審査するものとする。

2. 審査の結果の取扱い

審査の結果、申請された指定旧供給区域熱供給規程について補正の指摘をした場合にあっては、当該事業者が当該指摘に基づいて適正に補正したと認められるときは、当該申請に係る料金を認可することとする。

3. 用語の意義

この要領において使用する用語は、改正法、電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令(平成28年経済産業省令第33号)、熱供給事業会計規則(昭和47年通商産業省令第144号)及び算定要領において使用する用語の例による。

第2章 審査の方法等

1. 総括原価の算定に関する審査

指定旧供給区域熱供給規程料金が改正法附則第52条第2項第1号の「料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし、公正妥当なものであること」を満たすことについての審査は、以下の観点から行うこととする。

(1) 営業費等

営業費等(総括原価のうち、以下の(2)及び(3)を除いたものをいう。以下

同じ。)は、営業費等の項目ごとに、算定要領第2章2.に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、並びに算定根拠が熱の販売量等の実績及び需要想定等を踏まえて妥当であるか否か等につき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を事業者に求めて審査する。

(2) 事業報酬

事業報酬は、以下の観点から審査するものとする。

① レートベース

算定要領第2章2.(2)②A.に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、並びに算定根拠が熱の販売量等の実績及び需要想定等を踏まえて妥当であるか否か等につき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を事業者に求めて審査する。

② 事業報酬率

算定要領第2章2.(2)②A.に定める方法に基づき、事業者が、熱供給事業と類似の性質を有する電気事業及びガス事業における事例を勘案して算定した値を用いて、適正に算定しているか否かにつき、審査する。

③ 借入金に対する原価算定期間中の支払利息等の額

算定の根拠となる数値その他の必要な説明を求めて審査する。

(3) 控除項目

控除項目は、項目ごとに、算定要領第2章2.(3)に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、並びに算定根拠が熱の販売量等の実績及び需要想定等を踏まえて妥当か否か等につき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を事業者に求めて審査する。

2. 総括原価の配分に関する審査

総括原価の需要種別の配分は、算定要領第3章1.に定める方法に基づき、事業者が需要種別原価を適切に算定しているか否か、需要種別原価の算定方法及び算定根拠が妥当か否か、需要種別原価が互いに整合的か否か並びに配分比の算定方法が適切か否かにつき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を事業者に求めて審査する。

3. 料金の決定に関する審査

(1) 料金表に関する審査

料金表は、算定要領第3章2.に基づき適切に設定されているか否かにつき、算定の根拠となる数値等の説明を事業者に求めて審査するものとする。

(2) 収支相償に関する審査

指定旧供給区域熱供給規程料金は、原価算定期間中の需要想定値により算定される指定旧供給区域熱供給規程の料金収入額が、総括原価と一致するように料金表を設定しているか否かにつき、算定の根拠となる数値等の説明を事業者に求めて審査するものとする。

(3) 「料金の額の算出方法」に関する審査

改正法附則第52条第2項第2号に定める「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」については、あらかじめ熱料金総括表等において明確に定められている基本料金や従量料金等をもって、使用量等に応じた料金が計算可能であるか否かにつき審査するものとする。

(4) 「不当な差別的取扱い」に関する審査

改正法附則第52条第2項第4号に定める「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」については、算定要領に基づいて定められていることを前提とした上で正当な理由に基づいて一般的に区別を行う場合を除き、全ての需要家に対して平等であるか否かにつき審査するものとする。

様式第 1

総括原価算定表

項目	(原価算定期間：)		年 度 平 成		年 度 平 成		合 計	算 定 説 明
	平成	年 月 月	年度	平成	年度	平成		
役員給与								
給料手当								
退職金								
雑給								
厚生費								
燃料費								
冷温熱購入費								
修繕費								
電力料								
水道料								
消耗品費								
賃借料								
委託作業費								
租税課金								
試験研究費								
需要開発費								
固定資産除却費								
貸倒償却								
雑費								
減価償却費								
他勘定振替額 (△)								
営業費計								
営業外費用								
事業報酬								
法人住民税・事業税								
原価総額 (A)								
控除項目 (B)								
差引料金原価 (A) - (B)								

(注) 算定内訳を添付すること。

様式第2

熱 需 要 想 定

項 目		年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	合 計
需要家状況	業務用ビル	<年間増加件数> (件数)							
		<年度末件数>							
	集合住宅	<年間増加面積> (床面積)							
		<年度末面積>							
	個別住宅	<年間増加件数>							
		<年度末件数>							
年間延契約容量 (GJ/h)	業務用ビル	冷熱							
		温熱							
		給湯							
	集合住宅	<一戸当たり> 冷熱 (総容量)							
		<一戸当たり> 温熱 (総容量)							
		<一戸当たり> 給湯 (総容量)							
	個別住宅	冷熱							
		温熱							
		給湯							
	合 計	冷熱							
温熱									
給湯									
年間販売熱量 (GJ)	業務用ビル	冷熱							
		温熱							
		給湯							
	集合住宅	<一戸当たり> 冷熱 (総熱量)							
		<一戸当たり> 温熱 (総熱量)							
		<一戸当たり> 給湯 (総熱量)							
	個別住宅	冷熱							
		温熱							
		給湯							
	合 計	冷熱							
温熱									
給湯									

(注) 需要種別の状況により、各項目を変更することができる。

様式第3
第1表

最大熱需要・設備能力

項 目		年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度
最大熱需要 (G J/h)	冷 熱							
	温 熱							
	給 湯							
設 備 能 力	ボイラー G J/h							
	ヒートポンプ G J/h (冷熱) (温熱)							
	熱交換器 G J/h							
	冷凍設備 G J/h ターボ							
	冷温水貯水槽 m ³ 吸収式 温水槽 冷温水槽 冷水槽							
	その他 G J/h							

第2表

設備投資計画

(設備投資額)

(単位：千円)

設備名	細目	年度		年度		年度		計
		平成	年度	平成	年度	平成	年度	
製造設備	土地							
	建物(建物附属設備を含む)							
	構築物							
	機	ボイラー						
	械	冷凍設備(ヒートポンプを含む)						
	装	熱交換器						
	置	温水・冷水貯水槽						
		その他機械装置						
	その他							
	計							
供給設備	土地							
	建物(建物附属設備を含む)							
	構築物							
	機械装置							
	導管							
	熱量・流量計							
	その他							
	計							
業務設備	土地							
	建物(建物附属設備を含む)							
	構築物							
	機械装置							
	その他							
	計							
合計								

様式第4
第1表

需要種別整理原価表

区分	項目	配賦基準		配賦比率(%)		配賦額(千円)		冷熱・温熱等需要種別配賦基準		冷熱・温熱等需要種別配賦額(千円)	
		冷熱	温熱	冷熱	温熱	冷熱	温熱	業務	住宅	業務	住宅
	役員給与										
	給料手当										
	退職金										
	雑給										
	厚生費										
	修繕費										
	消耗品費										
	賃借料										
	委託作業費										
	租税課金										
	試験研究費										
	需要開発費										
	固定資産除却費										
	貸倒償却										
	雑費										
	減価償却費										
	他勘定振替額(△)										
	営業費外費用										
	事業報酬										
	法人税・住民税・事業税										
	控除項目(△)										
	小計										
	燃料費										
	冷温熱購入費										
	電力料										
	水道料										
	小計										
	合計										
	基本料金原価										
	従量料金原価										
	合計料金原価										
	定額料金原価										
	販売熱量1MJ当たり										

(注) 1. 需要種別の状況により、変更することができる。
2. 配賦基準の算定内訳を添付すること。

第2表

熱料金総括表

需要種別	原価計 (千円)	契約容量累計 (G J/h)	販売熱量累計 (G J)	基本料金(月額) (円/MJ/h)	従量料金 (円/MJ)	定額料金(月額) (円/m2)	総合単価 (円/MJ)
冷熱							
温熱							
給湯							
合計							

(注) 1. 需要の状況により、項目の変更することができる。
 2. 料金改定の場合は、以下に現行料金との単価比較表を作成すること。

	今回 (A)	現行 (B)	差 (A) - (B)
冷熱			
基本料金(月額) (円/MJ/h)			
従量料金(円/MJ)			
定額料金(月額) (円/m2)			
温熱			
基本料金(月額) (円/MJ/h)			
従量料金(円/MJ)			
定額料金(月額) (円/m2)			
給湯			
基本料金(月額) (円/MJ/h)			
従量料金(円/MJ)			
定額料金(月額) (円/m2)			

収入額比較 (千円)

--	--

現行料金との比較表

	新料金	現行料金	改定率
基本料金(月額) (円/MJ/h)			
冷熱			
温熱			
給湯			
従量料金 (円/MJ)			
冷熱			
温熱			
給湯			
定額料金(月額) (円/m2)			
冷熱			
温熱			
給湯			

(注) 該当しない場合は、省略すること。

第3表

収入計算書

項目		年 月～ 年 月
基本料金	冷熱(千円/年)	
	温熱(千円/年)	
	給湯(千円/年)	
	計(千円/年)	
従量料金	冷熱(千円/年)	
	温熱(千円/年)	
	給湯(千円/年)	
	計(千円/年)	
定額料金	冷熱(千円/年)	
	温熱(千円/年)	
	給湯(千円/年)	
	計(千円/年)	
計	冷熱(千円/年)	
	温熱(千円/年)	
	給湯(千円/年)	
	計(千円/年)	

(注) 需要の状況により、項目の変更することができる。

総括原価 千円に対し、料金収入が 千円となり、 千円の未回収額がありますが、これは料金単価作成にあたり、端数処理を行ったことによるものです。

